

## 北海道立林業指導所の使用料及び手数料条例の一部が改正された。

北海道立林業指導所の使用料及び、手数料については実験室の使用料及、木材の人工乾燥、製材挽立、床板加工についてのみ制度化されていた。今回此の条例の一部を改正し、それに加えて更に、林産工業に関する各種の試験、分析、鑑定、及び設計についての手数料の項を設けて、業界の要望を積極的に受け入れようと

するものである。

従来からあった加工手数料の金額には変化はなく、新たに追加された、試験、分析等の手数料の金額も、必要の実費のみを負担願うこととし、これから利益を得ようという考えは少しもないので、気軽に利用してもらいたい。

以下多少繁雑にはなるが改正後の条例及新たに設けられた施行規則の全文を掲載して申込の手引としたい

### 北海道立林業指導所使用料及び手数料条例

(昭和25年11月25日条例第72号)

北海道立林業指導所使用料及び手数料条例をここに公布する。

(使用料及び手数料の徴収)

第1条 北海道立林業指導所の実験室を使用する者並びに北海道立林業指導所に試験、分析、鑑定、設計及び木材の加工を依頼する者に対しては、この条例の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収する。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は次のとおりとする。

実験室1室1日につき400円

(2) 実験室を使用する者が電気、ガス、水等を多量に使用するときは、別にその実費を徴収する。

第3条 試験、分析、鑑定及び設計の手数料の額は、次のとおりとする。

- 1 試験 1件につき 100円以上11,000円以下
- 2 分析、鑑定 1件につき200円以上600円以下
- 3 設計 1件につき1,000円以上
- 4 前 3号の試験成績書等の謄本、用紙1枚につき100円

(2) 木材加工の手数料の額は、木材人工乾燥については別記第1、製材ひき立については別記第二、床板加工については別記第3のとおりとする。

(納付方法)

第4条 手数料は、試験等の依頼の際、北海道収入証紙をもって納付しなければならない。

(雑 則)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記第 1

#### 木材人工乾燥手数料

1 含水率50パーセント以上の木材から25パーセント以下12パーセントまでの乾燥の場合、1平方メートルにつき

樹 種	厚 巾	1.6cm	3.2cm	6 cm	6cmを	
		以下	以下	以下	こえるもの	
広葉樹	かばら	16 cm 以下	990円	1,980円	3,960円	5,940円
	なら	31 cm 以下	1,188	2,376	4,752	7,128
	いたや	31 cm をこえるもの	1,485	2,970	5,940	8,910
針葉樹	その他	16 cm 以下	792	1,584	3,168	4,752
		31 cm 以下	950	1,900	3,800	5,700
		31 cm をこえるもの	1,188	2,376	4,752	7,128
針葉樹		16 cm 以下	594	1,188	2,376	3,564
		30 cm 以下	712	1,424	2,848	4,272
		30 cm をこえるもの	891	1,782	3,564	5,346

備考 含水率 12% 未満に乾燥する場合は、1の2割増とする。

2 含水率50%以上の木材から25%以上に、50%未満の木材から23%以下12%まで乾燥する場合、1立方メートルにつき

樹 種	厚 巾	1.6cm	3.2cm	6 cm	6cmを	
		以下	以下	以下	こえるもの	
広葉樹	かばら	16 cm 以下	792円	1,584円	3,168円	4,752円
	なら	31 cm 以下	950	1,900	3,800	5,700
	いたや	31 cm をこえるもの	1,188	2,378	4,752	7,128
針葉樹	その他	16 cm 以下	633	1,266	2,532	3,798
		31 cm 以下	751	1,502	3,004	4,506
		31 cm をこえるもの	950	1,900	3,800	5,700
針葉樹		16 cm 以下	475	950	1,900	2,850
		30 cm 以下	575	1,150	2,300	3,450
		31 cm をこえるもの	1,712	1,424	2,848	4,272

備考 含水率 50% 未満の木材から 25% 以上に乾燥する場合は 2 の 2 割引、12% 未満に乾燥する場合は 2 の 2 割増とする。

3 依頼物件の受渡は、乾燥工場庭先とする。

#### 別記第 2

##### 製材ひき立手数料

1 基本ひき賃

針葉樹素材1立方メートルにつき 611円

広葉樹素材1立方メートルにつき 755円

2 ひき立材種又は原木素材の形状により、1の基本ひき賃に、次の割増又は割引をする。

厚0.7センチメートルの板類 3割増

厚1.3センチメートルの板類 1割 5分増

厚6センチメートル以上のひき角類 1割増

耳付板 1割 5分引

2つ割、4つ割及び太鼓落し 3割引

スキー、オール、なか木、柄物、腕木、曲木用材

2割増

桁目板 1割増

流送材で土石を含むもの 2割増

吋製材 1割増

- このひき賃によって行う製材工程は、工場土場へ搬入した素材を、製材結束するまでとする。
- ひき立によって生ずる副産物は、依頼者の取得とする。

### 別記第3

#### 床板加工手数料

- 原板を木取工場へ搬入したものの1平方メートルにつき

製品巾	9 cm	7 cm	6.4 cm
厚			
2 cm 原板	100円	106円	112円
2.6 cm 原板	105	111	117

- 加工によって生ずる副産物は、依頼者の取得とする。

### 北海道立林業指導所使用料及び手数料条例施行規則

#### (趣旨)

- この規則は、北海道立林業指導所使用料及び手数料条例(昭和25年北海道条例第72号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (実験室の使用手続)

- 北海道立林業指導所(以下「指導所」という。)の実験室を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別記第1号様式により指導所の長に願出しなければならない。

#### (試験等の依頼の手続)

- 指導所に試験、分析、鑑定及び設計(以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、別記第2号様式により指導所の長に申し込まなければならない。

#### (木材加工依頼の手続)

- 指導所に木材の加工を依頼しようとする者は、別記第3号様式により指導所の長に申し込まなければならない。

#### (決定の通知)

- 指導所の長は、第2条の規定による願出又は前2条の規定による申込みに基づき許可又は受託をすることと決定したときは、その旨を通知しなければならない。

#### (使用後の点検)

- 使用者は、実験室の使用を終ったときはその実験室について当該職員の点検を受けなければならない。

#### (損害賠償)

- 使用者は、実験室の使用に関し設備その他の物件を滅失し又は損傷したときは、知事が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合又は知事がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

#### (成績書等の交付)

- 指導所の長は、試験等が完了したときは、成績書等を交付するものとする。

- 成績書等の謄本の交付を受けようとする者は別記第4号様式により指導所の長に申し込まなければならない。

#### (依頼試験等物件の返還)

- 試験及び分析のために提出された物件は、返還しない。

- 鑑定及び設計のために提出された物件の返還に要する費用は、当該鑑定又は設計を依頼した者が負担しなければならない。

#### (手数料の額)

- 条例第3条第1項第1号及び第2号に掲げる手数料の額の細別は、別表によるものとする。

- 条例第3条第1項第3号に掲げる手数料の額及び別表に掲げる額に幅のあるものについてはそのつど指導所の長が定める額とする。

#### (使用料の後納)

- 指導所の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式

実験室使用願

北海道立林業指導所長殿  
 住所  
 氏名 印

次のとおり実験室を使用したいので許可して下さい

使用目的			
使用期間	年	月	日から 日
その他 必要事項			
※ 点検 事項	点検日		
	正異常の有無		
	職名氏名	印	

注 1 実験室1室につき1用紙とすること。  
 2 ※印欄は、申込者において記入しないこと。

別記第2号様式

試験  
分析  
鑑定依頼書

北海道立林業指導所長殿  
 住所  
 氏名 印

次のとおり 依頼します。

依頼事項	
依頼事項の 詳細	
提出物件 及び数量	
その他 必要事項	

別記第3号様式

木材加工依頼書

北海道立林業指導所長殿  
 依頼者 住所  
 氏名 印

受諾書の条件を承知し、次のとおり依頼します。

加工の種類	木材乾燥 製材ひき立 床板加工
樹種	
数量	
着荷予定	
引取希望	
備考	

(注) 仕様書は別紙として添付すること。

別記第4号様式

成績書等謄本交付申込書

北海道立林業指導所長殿  
 住所  
 氏名 印

次のとおり 謄本を交付して下さい。

成績書等の 名称	
成績書等の 番号及び 交付月日	
謄本の通数	
その他 必要事項	

別表 手数料

1 試験	第4類合板 " 300円	塗接耐候 " 11,000円
1 木材の材質試験	ランバーコア合板	7 集成材の接着性能試験
比重 1件につき 200円	第1類合板 1件につき 700円	常態接着 1件につき 700円
含水率 " 600円	第2類合板 " 600円	接着耐候 " 2,700円
平均年輪幅 " 500円	第3類合板 " 400円	8 木質材料の防火試験
収縮率 " 600円	狂い " 1,100円	燃焼性 1件につき 200円
吸水量 " 200円	難燃合板及特殊合板については普通合板第1類に準ずる。	潜炎性 " 300円
吸湿率 " 700円	4 接着剤性能試験	9 チップ試験
熱伝導率 " 600円	粘度 1件につき 400円	チップ水分 1件につき 200円
2 木材の強度試験	樹脂率 " 600円	長さ " 100円
横圧縮 1件につき 900円	保存性 " 900円	比重 " 200円
部分圧縮(めり込み) " 900円	水素イオン濃度 " 300円	10 ハルプ定量試験
縦引張 " 900円	凝固 " 900円	浮水度 1件につき 100円
横引張 " 900円	接着力 " 900円	白色度 " 100円
せん断 " 900円	5 木質材料の防霉性能試験	強度 " 1,200円
衝撃曲げ " 900円	菌の分離培養 1件につき 400円	水分 " 200円
かたさ " 900円	薬剤の加圧注入 " 1,100円	塩素消費量 " 300円
曲げ " 900円	木質材料の耐朽性試験 " 5,400円	リグニン " 600円
3 合板品質試験	防腐効力試験 " 6,400円	ペントーゼン " 500円
普通合板	雑菌効力試験 " 2,100円	全セルローズ " 400円
第1類合板 1件につき 800円	6 木質材料の耐候性能試験	α及びβセルローズ " 600円
第2類合板 " 500円	接着耐候 1件1年につき 11,000円	ホロセルローズ " 500円
第3類合板 " 500円		灰分 " 300円

樹脂分	"	300円	12 パーティクルボード品質試験	18 前各号に掲げる	
晒率	"	200円	比重	試験以外の試験	500円以上
相対粘度	"	400円	含水率	2 分析、鑑定	
11 ファイバーボード品質試験			曲げ強さ	1 定性分析	
比重	1 件につき	200円	曲げヤング係数	無機物指定成分の分析	
含水率	"	600円	引張り強さ(板面に平行)	1 件 1 成分につき	200円
曲げ強さ	"	1,000円	引張りヤング係数(〃)	1 成分増すごとに	150円
曲げヤング係数	"	1,000円	圧縮強さ(板面に垂直)	有機物指定成分の分析	
衝撃曲げ強さ	"	1,000円	圧縮率(〃)	1 件 1 成分につき	400円
引張り強さ(板面平行)	"	1,100円	固さ	1 成分増すごとに	300円
引張りヤング係数(〃)	"	1,300円	剝離抵抗	2 定量分析	
圧縮強さ	"	800円	木ねじ保持力	無機物指定成分の分析	
圧縮率	"	800円	吸湿率	1 件 1 成分につき	400円
固さ	"	900円	吸湿厚さ膨脹率	1 成分増すごとに	300円
吸湿率	"	800円	吸湿長さ膨脹率	有機物指定成分の分析	
吸湿厚さ膨脹率	"	1,400円	反り	1 件 1 成分につき	600円
吸湿長さ膨脹率	"	1,700円	13 合板製造試験	1 成分増すごとに	400円
吸水率	"	1,000円	14 パルプ製造試験	3 木炭又は加工炭に関する分析	
吸水厚さ膨脹率	"	1,000円	15 ファイバーボード	工業分析	600円
吸水長さ膨脹率	"	1,300円	製造試験	品質試験	300円
反り	"	1,600円	16 パーティクルボード	4 木材の鑑定	
熱伝導率	"	800円	製造試験	1 件ごとに	300円
			17 防火木質材料の		
			製造試験		

## うごき

- ・木材部助工研究室機械助工係金内技師は、北海道大学工学部助教授に転出、4月9日赴任した。
- ・3月9日、指導所において東大北原助教授を招いてパーティクルボード、及ファイバーボードについての懇談会開催
- ・3月31日、鋸目立技術教習所第7期生修了式を挙

8名の修了生を世に送った。

- ・4月9日シイタケ栽培技術講習会講師として、小田島技師旭川市に出張
- ・4月9日鋸日立技術指導のため平川技師上川町に出張
- ・4月10日、鋸日立技術教習所第8期生の入所式を挙

行13名の新入所生を迎えた。